

西南学院大学博物館寄託「松澤善裕氏所蔵文書」に見る 鯨組と地域漁業の軋轢

－平戸藩生月島の「御崎大納屋」から大島(的山大島)への書状－

森 弘子
宮崎 克則

はじめに

18世紀以降の西海地方の捕鯨業については、これまでに、鯨組の経営や商品の流通および労働関係などについての研究がなされ、その実態も徐々に解明されてきた。福本和夫『日本捕鯨史話』¹は、鯨組を「大規模なマニュファクチュア」と称した。大きな資金力によって組織された鯨組は、多くの雇用を生み、地域の経済を活性化させ、莫大な利益をあげ、藩財政への貢献も多大なものであった。捕鯨業は、九州北部の西海地域における基幹産業であった。

鯨組についての解明が進む中、捕鯨業と一般漁業(捕鯨以外の地域の漁業)との関係については、あまり注目されてこなかった。そのために、捕鯨業が漁場周辺にどのような影響を与えていたのかということについては不明な点が多い。

本稿で紹介する史料は、2012年6月、西南学院大学博物館に寄託された「松澤善裕氏所蔵文書」に含まれる書状(No:117)である。端裏書には、宛先が「守田五作様」とあり、差出人は「御崎大納屋」とある。

御崎大納屋から守田五作に出された書状である。「急用」とあることから、差し迫った用件であったことがわかる。宛先の守田五作について、(益富家文書)『二番永代記』²の中に、同時期の大島(的山大島あづちおおしま 長崎県平戸島の北方にある島、通称で大島と呼ばれることも多い)浦役人の一人に「森田吾作」という名前がある。守田五作と森田吾作は同一人物と考えられるから、本史料は平戸藩領大島の浦役人へ宛てた書状ということになる。差出人の御崎大納屋は、平戸藩領生月島の捕鯨業者である益富又左衛門が経営する鯨組の「御崎組」があった捕鯨基地のことである。益富又左衛門は、当時の西海地域における最大の鯨組主で、平戸藩の生月島を本拠地として、生月島の御崎、平戸藩領壱岐の前目・勝本、大村藩領の江島、五島藩領の板部に鯨組を置いて、それぞれの網代で捕鯨を行っていた。御崎大納屋については、天保3年刊『勇魚取絵詞』に詳しく記されているので省略する。

本稿では、この書状が出された背景を探りながら、鯨組と漁場周辺漁民との関係の一端を見ていこう。

1、書状の内容

○本文と端裏書(読点は、筆者による)

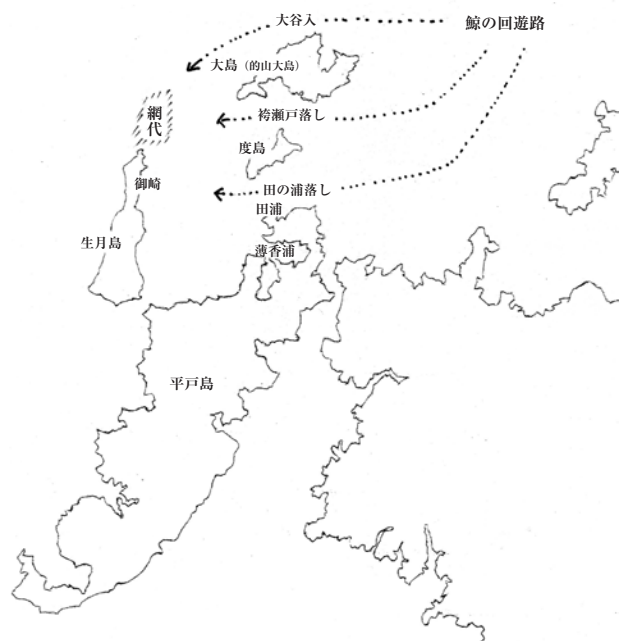
<p>御返書拝見仕候、弥 御堅勝可被成御座、珍重 奉存候、然は、其元漁船此 元重之魚先キニ出張 邪魔ニ相成候故、魚先キ 邪魔ニ不相成様御指留 可被下段御頼申越候処、 漁船指支ニ相成り、浦中 及困窮ニ候間、御指留不 相成段被仰下、承知仕候、 然ル処、薄香・度島・当浦 不及申ニ、邪魔ニ相成候船 御指留被下候様、其浦々 御役方へ御頼申遣候処、 何れも御指留之御申付 有之、若シ邪魔ニ相成候 船も有之候ハ、組方勝手ニ 取扱候様、御返答有之候、 何れも右之当りニ御座候ニ、 其御元漁船御指留不 相成義、案外の儀ニ 奉存候、外浦とハ違、其 御元之義ハ格別浦 落銀ホも有之候得ば、</p>	<p>其御勘弁被下候様奉 存候、是非御指止ニ相 成り不申候得ば、御返答 之次第ヲ以 上江御願可申上候間、否、 早々可被仰下候、右之段 申上度、如此御座候、以上</p>	<p>正月廿一日</p>
<p>守田五作様</p>	<p>(端裏書) 御崎 大納屋</p>	<p>急用</p>

【現代語要約】

御返事の手紙を拝見しました。お元気で何よりです。さて、そちらの漁船が「重之魚先」に入り邪魔をしているので、魚先の邪魔をしないように出漁を禁止して下さるように御頼みしていましたが、漁が出来ないと大島の漁船も困り、浦中が困窮するため、出漁の禁止はしないで欲しいということだったので、こちらもそれを承知していました。ところが、「薄香」・「度島」・「当浦」(御崎浦)は言うまでもなく、“邪魔になる船を差し止めてください”とその浦々の「御役方」(浦役人)へ御頼みしたところ、何れも漁船の出漁の禁止が申し付けられています。そして“もし、邪魔になる船があったならば、「組方」(鯨組)の方で勝手に取り扱うよう”返答がありました。何れの浦も同様でした。しかし、そちらの大島の漁船が出漁禁止をなされなかったのは、意外なことでした。他の浦とはちがい、そちらには「格別浦落銀」等も渡しているので、そのことを考えてくださるようと思っています。どうあっても出漁禁止になさらない

ならば、「御返答之次第」によって、藩へ訴えます。早く出漁禁止を申し付けてください。以上のことを申し上げます。

的山大島周辺地図と鯨の回遊路



2、鯨の回遊路と大島の産業

書状にある平戸藩の大島(的山大島)・度島・薄香浦・御崎浦の周辺海域は、鯨の回遊路と一般の漁場が重なっている海域(「重之魚先」)であった。この海域では、冬から春にかけて捕鯨が盛んに行なわれていた。冬は出産と子育てのために南下する鯨が通り、春は食餌のために北上する鯨が通るという地理的条件を備えていたからである。また鮪・鯖・鰻・烏賊などが豊富な漁場でもあった。文政4(1821)年頃までは、捕鯨漁³の時期には鯨組が鯨を捕獲し、捕鯨漁が終ると漁場周辺の島の漁民が鮪・鯖・鰻・烏賊などの漁を行っていた。

まず、大島とはどのような島であったのか、その主な産業である漁業とそれを取り巻く環境について的一端を見てみよう。ここでは、(益富家文書)『所々組方永代記』⁴に収められている天保9年「大嶋組同所浦^(ママ)願出は願書写シ」を使用する。これは、天保9(1838)年に大島と度島の「浦中」が共同で、鯨組の設置を藩に願出でた時の願書の写しである。

これによると、井元弥七左衛門・同弥三左衛門が大島に鯨納屋場を居ていた元禄頃(1690年頃)は、多くの島民が鯨組で働いていた。しかし、井元組が資金不足になり廃業(享保中頃 1730年頃)すると、しばらくは空き浦となった。その後、大島周辺海域は「益富又左衛門代々請持空浦」、つまり益富組が受け持つこととなった。

「請持空浦」とは、捕鯨漁期における海域の使用料(「浦請銀」)を年間銀10貫目ずつ藩に支払い⁵、貸切りにすることである。これによって、捕鯨開始の「組出」から捕鯨終了の「組上り」までの間、益富組の「御崎組」は以前より広い海域を自由に使用することができるようになった。鯨の回遊路と一般の漁場が重なっている海域である「重之魚先」では、捕鯨期間の漁業(鮪網・鯖釣りなど)は禁止されていたが、捕鯨漁が終われば、自由に漁ができた。

大島周辺の「重之魚先」の海域で、捕鯨期間における一般漁業が禁止されたのが何時からであったのか、その時期はわからない。『二番永代記』には、壱岐に

も鯨組を置く益富又左衛門と土肥善次郎が連名で、平戸藩の役人である橋本太平へ宛てた、文化10(1813)年の「奉願口上覚」も収められている。

その内容は、壱岐の漁民が漁業をする場所は鯨組の指図に従うよう漁民に命じて欲しい、というものである。その中に「先年⁶鯨魚通筋出張之儀は御法度之儀ニ御座候得は」とあり、鯨の回遊路にあたる壱岐の周辺海域での一般漁業が、すでに禁止されていたことが記されている。大島・度島の海域も壱岐と同様であったと考えられる。

大島の井元組が捕鯨業を廃業した後は、鮪網漁が大島の主要産業となり、その他に鯖漁や小魚漁などで多くの漁民は生計を立てていた。天保9年から遡って「十四五年已前」(文政6～7年頃 1809～1810年頃)までは、島も鮪漁で賑わっていたという。しかし、14～5年過ぎた今、鯨組で働く者は30人ぐらいで、島全体の人口からすると僅かな人数であった⁶。そして、島の困窮を次のように記している。

(前略)組中ニは御蔭ニ而可成之暮方仕候者も御座候得共、夫は少分之儀ニ而、貧窮成者は、多分之儀ニ御座候得共、扶助仕候儀も行届不申候ニ付、末々之者共は日々之営も出来兼候に付、近年ハ恐多も御納銀も相滞、自然と年々之御勘定迄も相後、剩、数度之御救迄も奉願上候位之始末、誠ニ重々奉恐入候(後略)

【現代語要約】(前略)大島組の中には、鯨組のお陰で相応の暮らしをしている者もおりますが、それはほんの僅かの者たちで、多くは貧窮の者です。しかし、その扶助も行き届かないので、末端の者達は日々の生活もできずにいます。近年は税金も滞り、年々の決算も後れ、その上、藩に対して御救い願いを何度も出すような始末でまことに恐縮しています(後略)

豊かな漁場を持ち、文政6～7年頃までは、鮪漁で賑わっていた大島が、なぜ多くの貧窮者を抱え、運上銀も滞り、決算までもが遅れるような村柄に

なってしまったのか。その要因の1つとなったのが、「重之魚先」における漁業への規制が拡大されたことと考えられる。規制の拡大とはどのようなものであったかをみていこう。

3、「年中請浦」による規制の拡大

文政4(1821)年10月、益富又左衛門は、平戸藩へ「御崎浦年中請浦願」を出し、翌月の11月20日に認可されている⁷。「御崎浦年中請浦」とは、捕鯨の漁期だけではなく、一年中貸切りで使うというもので、5年毎に更新される。「御崎浦年中請浦願」が出された理由は、捕鯨漁期以外の時期にも鯨がやって来ていたからである。このような鯨を「臨時鯨」といった。

「御崎浦年中請浦」が許可されたことによって、御崎組は「組出」・「組上り」に関係なく、捕鯨漁期以外にやって来る「臨時鯨」も捕獲できるようになった。一方の大島漁民は、それまでは、捕鯨漁期以外は自由であった漁業ができなくなった。しかし、それでは漁業を生業としている漁民は立ち行かなくなる。

本稿紹介の書状には、「漁船指支ニ相成り、浦中及困窮ニ候間、御指留不相成段被仰下、承知仕候」とある。益富組の御崎組は、要請に応じて「魚先邪魔」にならないようにすればという条件の下に、「重之魚先」での大島漁民の操業を許したのである。

「魚先」とは鯨の通り路(回遊路)のことである。大島・度島・田浦などの周辺海域は御崎浦にやって来る鯨の「魚先」に当り、「大谷入」・「袴瀬戸落し」・「田の浦落し」と称する鯨の通り道であった。

「魚先邪魔」をしない漁業は制約が厳しかった。『二番永代記』によると、文政4年(1821)冬、田浦の鮪敷網の袖が「出張」っているとの報せがあり、御崎大納屋から見分に行った。すると、網袖の長さは150尋(約225m)で問題ないが、沖に向かっての開き方が30尋(約45m)ほど開きすぎている。そこで、網主立会いで相談の上「側先」(網の袖に接する位置のことカ)を2丁(約200m)陸側に寄せ、開きすぎている30尋分を修正した。この時、田浦の鮪網主は「以後私請持敷入候ハ、右御指図見当ニ敷入申候儀相違

無御座候」(以後私受持ちの鮪網の敷き入れをする時は、必ずお指図の通りにいたします)と返答をしている。

このことから、敷網の設置場所だけではなく、網袖の長さや開く角度にも制約があったことがわかる。海は捕鯨優先の海になっていたのである。

本稿紹介の書状が出される背景として、益富組と大島の間にもどのような経緯があったのか、『二番永代記』から探ってみよう。文政5(1822)年10月、大島の鮪網船が魚先を邪魔していると、益富組が大島の浦役人である川久保助左衛門・山田文右衛門・森田五作(森田吾作)の3人宛てに抗議をしていたことが、交渉記録の下書きである文政5年10月18日「大島繩船一件同所役人衆江懸合書付案紙」⁸によって知ることができる。

(前略)其御地御支配内漁船、繩船并鯖釣船々、鯨魚先邪魔ニ相成候儀、連々御承知通ニ御座候、(中略)其御地漁船之義は我か海之義を申立、脇前ニ鯨相見得候而も羽指方方相談之義一向承知不仕、我儘之申分而已仕趣ニ相聞候(後略)

【現代語要約】(前略)そちらの管轄の繩船(鮪漁船)・鯖釣船その他の漁船が、鯨の通り路の邪魔をしていることは、日ごろからよく承知されているでしょう。(中略)そちらの漁船は、“自分たちの海だ”ということを主張し、近くに鯨がやって来て羽指から相談されても、一向承知しないで我儘な申分ばかり言う、と聞いている(後略)

この時は、益富組の手代2人が大島に赴き、交渉の結果、大島側から「魚相見得候節ハ、魚先邪魔ニ相成不申遠慮仕候様、漁人中へ申付置候」(鯨が見えた時は、鯨の通り路を邪魔しないで漁を遠慮するよう、漁人たちに申し付けておきます)との回答を得ている。

この「懸合書付案紙」によると、大島の海域は漁民にとって「我か海」であり、「何方ニ而も勝手ニ漁業

仕」という意識があったことがわかる。一方、鯨組は「乍恐、上御手当之鯨組場所」と藩の後ろ盾を暗示し⁹、「年中請浦」を主張している。捕鯨業者と一般漁民の間には海を巡っての意識の違いがあったことがわかる。

文政5年年12月4日、大島の鮪網船28艘が御崎浦側（御崎浦の方角に当たる海域）で操業していたところ、その中の12艘が、強風のため御崎浦の方へ流されて遭難した。御崎大納屋から羽指・若衆が出て救助し、彼らが大納屋に呼んで、「魚先」の邪魔をしないようにしっかりと申し付け、大島の遭難者も「何れも得心」したという。その後、益富側の代理人と大島側の漁業関係者とが大島役所に集まり、話し合いがなされた。この12月という時期は、下り鯨がやって来る捕鯨漁の繁忙期である。鯨組は大いに迷惑を感じたであろう。

本稿紹介の書状の書き出しには、「御返書拝見仕候」とあることから、12月4日以降も「魚先」海域での鮪網漁がなされ、御崎大納屋から抗議の書状が届けられていたことが考えられる。そして、それに対する大島側からの「返書」があったと推測される。しかし、その返書の内容は御崎大納屋にとって芳しくない返答であったことが窺われる。再び御崎大納屋から出されたのが、本稿で紹介する書状に当たると考えられる。

端裏書に「急用」とあり、本文に「返答之次第ヲ以、上江御願可申上候間」（返答次第では藩へ訴えるので）とあるのは、最後通告を意味するのであろう。その後、御崎大納屋から大島へ抗議があったかどうかはわからない。

大島の漁民は、益富組から出された「御崎浦年中請浦願」が許可されたことによって、漁期以外は自由であった漁業ができなくなり、限られた範囲内の鮪網入れや鯖釣をしなければならなくなった。このような制約の拡大は、大島の漁民の生活を脅かすものであった。彼らにとって、捕鯨の「魚先」で鮪網漁や鯖釣りなどを行なわざるを得なかったのは、その存亡がかかっていたからであろう。藩権力という後ろ盾を持つ鯨組に対する、大島の漁民の抵抗の一

端を垣間見ることができる。

以上の検討から、本稿紹介の書状の日付「正月廿一日」は、文政6(1823)年1月21日に比定できる。天保9年「大嶋組同所浦^{ママ}願出は願書写シ」にある14～5年以前というのは、本稿紹介の書状が出された頃と一致する。大島における漁業の衰退は、御崎浦が「年中請浦」になった頃から始まり、本稿紹介の書状が出されて以後、急速に進んでいったと考えられる。

4、漁業補償

益富組の「御崎浦年中請浦」により、大島の漁業である鮪網漁・鯖漁・鰯網漁などの漁獲量は激減し、損失も大きかったであろう。その補償として「浦落銀」が益富組から渡されていた。

「浦落銀」が渡されていたのは、大島だけではなく、「重之魚先」に当たる浦々には渡されていたようである。額はその浦の事情に応じていた。大島へ渡された「浦落銀」の額は、天保9年「大嶋組同所浦^{ママ}願出は願書写シ」によると、「(前略)古来之通組相居呉候様再応及相談候得共、曾而ハ承引無之候間、然は是迄年々指出被呉候浦落銀壹貫目処を今少し致加増被呉候ハ、(後略)」（昔のように鯨組を置いてくれと相談したが、今まで承知してもらえなかった。それでは、これまで毎年差し出されていた浦落銀1貫目のところを、もう少し加増してくれれば）とあり、銀「壹貫目」（金16両余）であったことがわかる。本稿紹介の書状では「格別浦落銀」とあり、この額は、他の浦に比べて「格別」に多かったと考えられる。

（益富家文書）『所々組方永代記』によると、「浦落銀」は漁獲量損失に対する補償としてだけではなく、鰯鯨以外の鯨が鮪網に掛かった時も網を設置した浦に渡されている。鰯鯨は鮪網主の取り分として許されていたが、背美鯨・座頭鯨・長須鯨・兎鯨等が鮪網に掛かった時は、鯨組へ引き渡さなければならなかった。御崎大納屋へ知らせたり、場合によっては鯨の追い立てに手を貸したりしなければならなかった。

また、網代を置いている浦には、捕獲された鯨1頭に付き何匁というように、額を決めて渡されている。その他に、鯨を見張るための沖番船を置いた泊り浦へも、僅かであるが「浦落銀」が渡されている。

これらのことから、「浦落銀」とは損失の補償および迷惑料という性格のものと考えられる。またその額は、浦事情によっても異なっている。名称も「浦落銀」・「浦銀」あるいは「浦落」などと史料にみえる。

「御崎浦年中請浦」のために、大島組の漁業収益は多大の損失を蒙るようになった。「浦落銀」1貫目の補償では、浦全体の疲弊を免れることはできなかったと考えられる。

おわりに

書状の背景を見ていくと、漁場をめぐる大島の一般漁民と捕鯨をする益富組との間に軋轢があったことがわかった。その原因となったのは、文政4年11月に益富組に許可された「御崎浦年中請浦」によって、度島・大島周辺海域での一般漁業に対する規制がより厳しくなったことによる。一般漁民は、「重之魚先」を避けての狭い海域でしか漁業ができなく

なり、生活の手段を鯨に奪われたのであった。

天保9年「大嶋組同所浦方願出^(ママ)は願書写シ」には、海に対する度島・大島の漁民の気持ちが次のように述べられている。「所詮諸漁網代は則農家之田畑も同様欵と我々共は奉愚安候、然ヲ他所方如右永々被封置候而は其所の者渡世之路を被相絶候道理と奉存候」(漁民にとって諸漁の網代は、農家の田畑と同様と考えています。それなのに、他所から何時までも(漁業を)封じられていては、生活の路を絶たれるのも当たり前だと思えます)と。「他所方如右永々被封置候而は」という文言には、漁民の怒りが込められている。

西海地方における捕鯨業の実態を知るためには、藩権力を背景とする鯨組と、鯨組に漁場を譲らざるを得なくなった周辺の島々の漁民が、同時に存在していたことも合わせて見ていくべきである。繁栄する捕鯨業の一方に、困窮する一般漁民がいたのである。

本稿では、鯨組が周辺の島々に与えた影響を、平戸藩領大島の漁業との関係についてのみ注目した。他の島々との関係はどうであったのかも注目すべきであろう。今後の課題である。

参考文献

- 1 福本和夫『日本捕鯨史話』法政大学出版局 1960年 90頁
- 2 秀村選三「近世西海捕鯨業に関する史料(二)―肥前国生月島益富組『二番永代記』一」(『産業経済研究』37巻1号)、久留米大学産業経済研究会、平成8年)
- 3 鯨は哺乳類であるが、江戸時代までは魚の一種と考えられていた。
- 4 秀村選三「近世西海捕鯨業に関する史料(一)―肥前国生月島益富家「所々組方永代記」(『産業経済研究』36巻4号、久留米大学産業経済研究会、平成8年)
- 5 「所々組方永代記」に次のようにある。「一大嶋浦泊り沖番船遣候ニ付、以前之通御運上差出候様被仰付、文政西冬・五ヶ年請御運上一ヶ年二十貫目充ニ而御請、右五ヶ年之間願主御座候而も御渡不被成御極メ願相済之御書付御用帳ニ有り、願書同扣帳ニ有り」
- 6 大島の人口 明治5年3615人 平成24年1521人
- 7 『所々組方永代記』
- 8 『二番永代記』
- 9 「上御手当之鯨組」の解釈については、御崎組に藩からの資金的援助があったことを意味するのか、または、莫大な運上銀や献金の見返りとしての手厚い保護を受けていることを意味するのかはわからない。